

横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方

平成 31 年 3 月

横浜市こども青少年局

はじめに

ライフスタイルが変化する中で、少子化や日常生活の中での地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く状況も大きく変化しています。また、平成 30 年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」によると、約 75%の人が「子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない」と回答しています。こうした状況において、子育てを全て家庭にゆだねるのではなく、子育てに関わる機関や施設、地域が、連携・協力して支えることが、これまで以上に重要となっています。

こども青少年局では、産まれる前から青少年期までの全てのこども・青少年に対して、切れ目のない総合的な施策の実施に重点を置いて取り組んでおります。そうした中で、区役所、地域子育て支援拠点など、子育てに関わる人や機関がより一層連携して、個々の妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら、様々な育児負担の軽減や虐待の予防等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をより一層充実させていく必要があると考えております。本市では、長年にわたり、区役所と地域子育て支援拠点が、「専門的な知見」「当事者目線」の視点を活かし、子育て支援を行ってきました。両者の目的共有や、情報の共有・事業の連携等は、協働契約を基本に、すでに一体的・効果的に展開が図られています。「横浜市版子育て世代包括支援センター」では、この両者の連携・協働関係を基盤として事業展開し、全ての子育て家庭や妊産婦が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきたいと考えています。

この度、横浜市版子育て世代包括支援センターの本格実施に向け、「横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方」をまとめました。今後、この考え方を基本として展開していきますが、子育てをめぐる状況や支援のあり方は日々変化し、柔軟に対応することが求められます。必要に応じて、この基本的考え方をブラッシュアップし、常にその時、その時の親子にとって最善の支援の提供に努め、横浜で生まれ育つ全ての子どもたちが、健やかに成長できるよう取り組んでいきます。

最後になりましたがまとめにあたり、横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会、また 18 区福祉保健センターこども家庭支援課や地域子育て支援拠点の皆さんからも現場からの視点で多くの貴重なご意見を出していただきましたことを厚く御礼申し上げます。

目次

1	子育て世代包括支援センターの概要	P. 1
	(1) 子育て世代包括支援センターの法定化	
	(2) 子育て世代包括支援センターの概要	
2	横浜市の施策・体制の特徴	
	～安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けたこれまでの取組～	P. 4
	(1) 横浜市の母子保健の取組経過	
	(2) 区こども家庭支援課の組織と役割	
	(3) 地域子育て支援拠点の特徴	
3	横浜市版子育て世代包括支援センターの概要	P. 7
	(1) 実施体制	
	(2) 対象者	
4	横浜市版子育て世代包括支援センターの取組姿勢	P.11
	(1) 目指す支援の姿（充実させていく支援）	
	(2) 国の示す必須項目ごとの取組の方向性	
	＜子育て世代包括支援センターにおける連携と情報共有の基本的考え方（留意事項）＞	
【資料】		
	横浜市の子育て世代を取り巻く現状と課題	P.29
	横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会開催概要	P.36

1. 子育て世代包括支援センターの概要

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

核家族化や、地域のつながりが希薄化する中、妊産婦や母親の孤立感、負担感が増加していることが全国的に大きな課題となっていました。それに対し、妊産婦や子育て家庭への支援は、様々な機関や制度によって縦割りになりがちで連携が不十分であり、支援が分断され切れ目が生じていると指摘されていました。

こうした中、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の重要性が一層高まり、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において母子保健法第 22 条が改正され、市町村は「子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター）」の設置に努めることとされました。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」においては、平成 32 年度末までに全国展開を目指し取り組むことが掲げられました。

(2) 子育て世代包括支援センターの概要（国の方針）

子育て世代包括支援センターは、① 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、③ 必要に応じて支援プランの策定や、④ 地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

また、その要件として、

ア 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること、

イ ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要な支援を円滑に利用できるよう、きめ細かく支援をすること、

ウ 地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、必要に応じ地域資源の開発を行うことの三点が示されています。

すなわち、子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず、全ての妊産婦・乳幼児等を対象にポピュレーションアプローチを行い、予防的な支援を行うとともに、子育て世代包括支援センターが中枢となって、関係機関や地域資源と連携を図ることにより、妊産婦や子育て家庭に対し、ワンストップで切れ目なく必要な支援を提供する体制を構築することであり、各自治体においては、子ども・子育て支援法による「利用者支援事業」（基本型、母子保健型）や市町村保健センター等を地域の実情に合わせて組み合わせ、事業展開していくこととなりました。

また、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対しては、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」と連携し、切れ目のない支援を一体的に実施することとされました。

子育て世代包括支援センターの理念

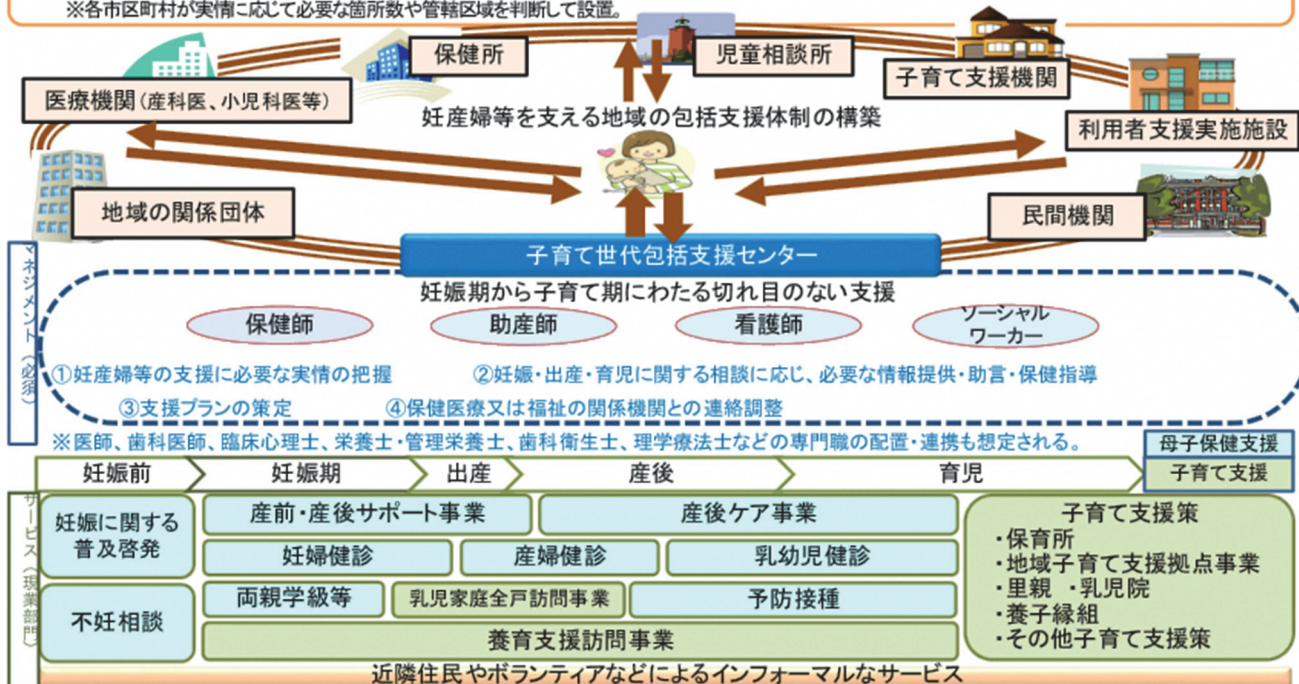
- 乳幼児が親への信頼を実感し安定的な発達を享受できることは、健全な心身の根幹を大きく、幼少期だけでなく成人後の健康リスクをも下げる。乳幼児期に不適切な環境で過ごす場合、子へのダメージにとどまらず、虐待などの世代間連鎖のリスクにもつながりやすいとの指摘もある。こうした乳幼児精神保健及び脳神経科学の知見と成育の理念を踏まえ、センターは、利用者の目線での支援の継続性と整合性を確認し、支援の効果が高まるよう、支援者と子育て家族との信頼関係を醸成する。
- 子育ては、家庭や地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、母子保健や子育て支援施策等の専門領域ごとに分断されるものではない。また、妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は経過によって変わるものである。この認識に立って、センター運営による「包括的な支援」を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な成育環境の実現・維持を図ることが重要である。

(厚労省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」P2より)

子育て世代包括支援センターの全国展開

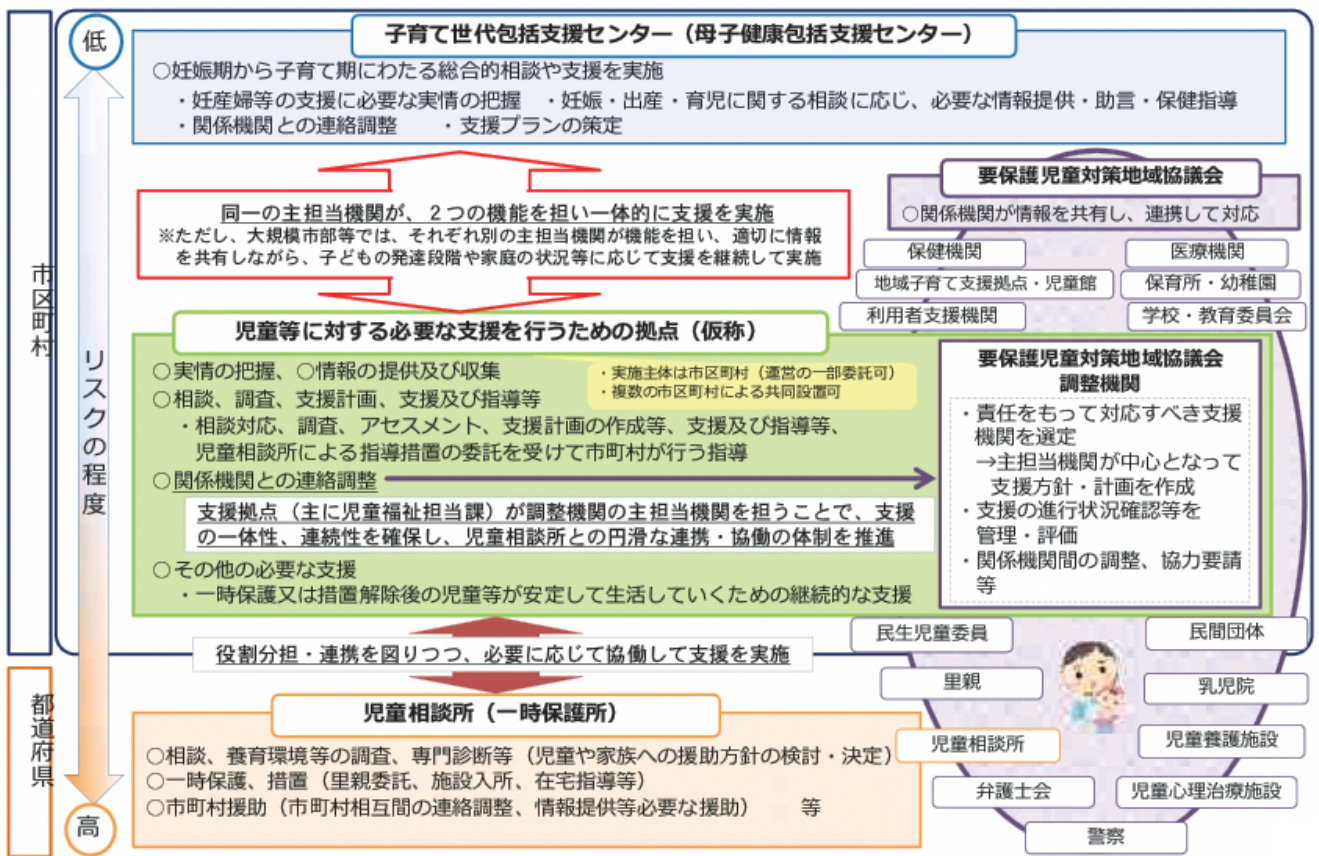
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 - 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 平成32年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



(厚生労働省資料より)

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）



「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため、平成30年12月に、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が策定されました。

新プランは、「暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す」とされ、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市に設置し、「子育て世代包括支援センター」との一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築することが盛り込まれました。

横浜市においても、中期4か年計画（2018～2021）において、横浜市版子育て世代包括支援センターの機能確立を図る（政策23）とともに、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う、子ども家庭総合支援拠点機能を検討すること（政策30）としています。

2. 横浜市の施策・体制の特徴

～安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けたこれまでの取組～

(1) 横浜市の母子保健の取組経過

本市では、昭和40年(1965年)の母子保健法制定前から、妊産婦の保健指導、母親教室、乳幼児保健指導等を行ってきました。昭和38年に「3歳児健康診査」が全区(鶴見・神奈川・西・中・南・保土ケ谷・磯子・金沢・港北・戸塚)で開始されました。障害児の早期発見・対応として、健診もれ・発見もれ・対応もれの3つをなくすことを柱に、健診後のフォローアップ体制(経過健診、心理発達相談、親子教室等)を構築し、全ての子どもに発達の保障を、全ての親に必要な支援を行うことを目的に、乳幼児健康診査事業を実施してきました。また、「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、昭和60年(1985年)に南部地域療育センターが第一号として開所、現在では横浜市総合リハビリテーションセンターと地域療育センター8館が設置され、早期療育システムが整備されています。

もう一つの特徴として、本市では、保健師と共に、助産師等が相談、予防接種、健診等に従事し、母子保健事業を担ってきました。特に助産師が各区に配置されていることで、思春期保健から妊産婦、更年期等女性のライフサイクルに対応して事業を実施しています。

それらを素地に、本市では、平成22年度から母子健康手帳交付時に看護職による全数面接ができる体制を整え、平成24年度には母子保健システムが稼働、支援に関する情報の効率的な活用が可能となり、また、出産・子育ての不安を軽減するために提供できるサービス(産前産後ヘルパー事業、育児支援家庭訪問事業、産後母子ケア事業等)についても、ニーズや支援上での必要性からサービス内容等を見直し、個別の支援の充実を図ってきました。

また、平成28年の母子保健法の改正において地方公共団体の責務として、母子保健施策が「乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意」し、「母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。」と明記され、母子保健の重要性が高まっています。

一方、本市は人口の流動性が高く、少子化の急激な進行、核家族化や近隣とのつながりの希薄化、妊娠・出産後も働く女性の増加等が進む中、近所に相談できる人がいない、子育てをする仲間がいないという人も少なくありません。ライフスタイルや社会背景が変化する中、主に第1子を対象とした母親(両親)教室や母子訪問(新生児訪問)、地域育児教室を通じた仲間づくり、子育てサークルの育成や自主活動の支援、障害児と養育者への個別支援から親同士がつながり支えあえる地域訓練会等への支援等、母子保健活動を通して、子育てしやすい地域づくりにも取り組んでいます。

(2) 区こども家庭支援課の組織と役割

「横浜市福祉保健センター業務運営指針」では、こども家庭支援課の運営目標として「家庭を取り巻く様々な生活課題への対応や妊娠・出産から子育てまでを安心して行うために、福祉・保健等の一体的なサービスを提供し、医療や教育等関連分野とも連携を図りながら、児童虐待の防止、切れ目のない子育て支援、発達支援及び家庭支援を行う」などが掲げられています。

また、役割として「乳幼児健康診査や子どもと家庭に関する福祉保健相談、各種事業の実施をはじめ、地域や専門機関等との連携により、身体障害児、知的障害児を含めた児童への福祉保健サービスの提供を行うとともに、出産・子育てから保育、学齢期、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な課題に対応すること、児童相談所とともに、地域における子どもと家族への相談支援体制の中核を担う行政機関としての役割を担っていく」とされ、多くの職種がそれぞれの専門性を活かしながら、組織的な個別支援を行っています。

区と児童相談所との連携による相談支援体制の構築や、要保護児童対策協議会による地域の関係機関との連携を図り、母子保健分野・福祉分野を包括して、支援を要する妊婦、こども、その養育者に相談支援を行い、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化を行ってきました。

本市では、子ども・子育て支援法で規定される前から保育所の待機児童対策の一つとして保育コンシェルジュ(現：保育・教育コンシェルジュ)が配置され、同じ課の中で保育施設の入所事務や児童手当等の事務を所管しています。虐待やDV等の福祉的支援が必要な場合、連携が取れる機構となっています。

また、地域子育て支援拠点事業を中心に、地域の子育て資源とのネットワークづくりや子育てパートナーによる相談支援等も含め、地域の子育て支援にも取り組んでいます。

横浜市における妊娠期から子育て期の支援体制(主要事業・関係機関の概観)

※注意…この図は、横浜市における妊娠期からの子育て家庭への支援体制の概略をイメージ図化したものであり、全ての施策や事業、関係機関等を網羅しているものではありません。



(3) 地域子育て支援拠点の特徴

ア 多機能型の地域子育て支援拠点

本市の地域子育て支援拠点事業（以下、拠点）は、平成18年3月に、5機能（居場所事業、相談事業、情報収集・提供事業、ネットワーク事業、人材育成事業）を持つ事業として開始しました。

拠点にネットワーク機能を持たせることで、区内の子育てに関する課題を、迅速かつ的確に解決することや、地域での新たな子育て支援に係る資源の開発も、拠点事業開始当初から役割としています。その後、横浜子育てサポートシステムの区支部事務局の各区拠点への移管（28年度完了）と、それに伴う横浜子育てサポートシステム専任コーディネーターの配置、さらに、利用者支援事業（基本型）を開始し、現在では、この2機能を加えた7機能を持つ事業として運営しており、まさしく、地域での子育て支援の中核を担う多機能型施設となっています。

この各機能を掛け合わせることで、よりきめ細やかで多様な支援へと繋げることができます。例えば、親が各機能を利用することで、個々の家庭のニーズを多面的に捉え、より適切な支援を検討することができます。また、把握したニーズをもとに必要な支援を生み出すにあたり、複数の機能を連動させた支援の展開を可能としています。さらに、拠点の利用を通じて支援に繋がる「支援の入口」としての役割、他の支援から拠点の利用に繋がる「支援の出口」としての役割も果たしています。このように、拠点の各機能の運営を充実させるだけでなく、機能間連携による多様な支援を可能としていることが、本市の特徴と言えます。

イ 区との協働事業としての位置づけ

拠点は区との協働事業の位置づけにあり、協働契約に基づいて実施しています。本市では協働事業の基本原則として「①対等 ②自主性尊重 ③自立化 ④相互理解 ⑤目的共有 ⑥公開」を尊重することとしており、拠点と区の関係もこれに則り、より良い関係を築き、高い効果を発揮することを目指しています。そのために、区と拠点の役割分担表を機能ごとに作成し、それを基本として事業を進めると同時に、区と拠点による定例会を行い、常に連携を取り、事業を進めています。さらに、毎年、両者で事業の振り返りを行うと共に、子育て家庭の現状、地域の実情、社会的なニーズに呼応した支援のあり方を共有し、その実施に取り組んでいます。

また、本市は規模が大きく、子育て家庭の状況や地域の実情等について、区ごとに差異があり、全市一律の支援方法・事業展開では、きめ細やかな支援が難しい状況にあります。そのため、各区拠点を運営する法人の強みを活かし、各区の特徴、地域の実情を捉えた区ごとの支援ニーズを反映させる形で事業展開しています。その中で、拠点が運営を通して把握した課題について、拠点発案で解決策を提示し、形にしていくことも可能としているところが、単なる委託契約での実施とは異なる点と言えます。行政だけではカバーしきれない部分において、親子にとって行政よりも身近である拠点が、子育て家庭の悩みや不安に気づき、継続的に寄り添い、必要な支援につなぐことができることが、本市の拠点の特徴です。

3 横浜市版子育て世代包括支援センターの概要

本市では、母子健康手帳交付時面接を初めとした妊産婦への保健指導、母子訪問、乳幼児健診等の母子保健での様々な支援に加え、地域の中での仲間づくりや自主活動化への支援、さらには産婦健診や産後母子ケア等による産前産後の個別支援の充実に先駆的に取り組んできました。また、地域子育て支援拠点事業を子育て当事者である市民との協働により展開し、地域の核として幅広い子育て支援を実施し、より身近なところで子育て家庭に継続的に寄り添い、必要な支援につなげられました。区福祉保健センターの福祉・保健の専門職による組織的な個別支援と、地域子育て支援拠点を中心とした地域の子育てに係るネットワークの中で、“妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援”の充実に努めてきました。

この度、近年の子育て世代をめぐる現状と課題を踏まえ、子育ての不安感・負担感が高まりやすいとされる妊娠初期から出産後の支援を特に重視し、「専門的な知見」、「当事者目線」の両面から、支援体制や機能を充実させるものとして、「横浜市版子育て世代包括支援センター」を展開することとなりました。それに伴い、保健医療及び福祉の関係機関との連携や、地域における子育て支援に関わる人や機関との連携をより一層進めていきます。

こうした取組により、子育てに関する課題を、地域の様々な人や団体と共有し、個々の家庭の困難な状況に寄り添う支援を充実するとともに、全ての妊産婦や子育て家庭が地域で見守られ、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを目指します。

(1) 実施体制

ア 区福祉保健センターと地域子育て支援拠点の連携・協働

本市においては、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、長年にわたり、「専門的な知見」「当事者目線」の両方の視点を活かして、子育て支援を行ってきました。また、両者の目的共有や、情報の共有・事業の連携等は、協働契約を基本に、すでに一体的・効果的に展開が図られています。「横浜市版子育て世代包括支援センター」では、この両者の連携・協働関係を基盤として、事業展開していきます。両者が強みを活かして、個々の妊産婦や子育て家庭を支援するとともに、各々のもつネットワークを強化することにより、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを目指します。

イ 妊娠期からの相談支援体制の強化（母子保健コーディネーターのモデル配置）

平成 29 年度より、区福祉保健センターに保健師・助産師等の看護職による母子保健コーディネーター（利用者支援事業母子保健型）をモデル配置し、母子健康手帳交付時面接で、これまで以上にきめ細かく妊婦と家族の実情を確認するとともに、個別の状況に応じた情報の提供や支援計画を立て、面接後も、電話かけや家庭訪問を行って継続的に相談に応じるなど、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

妊娠期から産後早期の時期を中心とした支援を拡充するとともに、妊産婦の実情やニーズを区と地域子育て支援拠点が共有し「専門的な知見」と「当事者目線」の視点を活かして効果的な事業展開を図るなど、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から出産、子育て期にかけて切れ目のない支援を充実させていきます。

(2) 対象者

子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず、予防的な視点を中心とし、すべての妊産婦、乳幼児とその養育者を対象とするポピュレーションアプローチ（※）を基本とします。

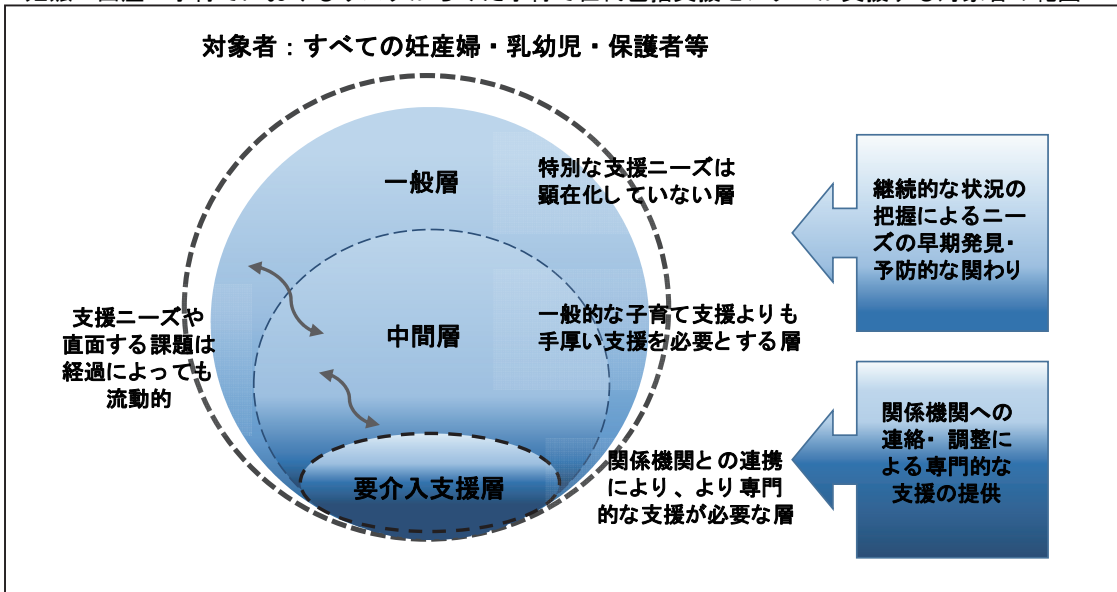
妊娠期から3歳児までの子育て期は、親子の愛着関係の形成や子どもの成長発達の基礎となる時期であると同時に、地域での繋がりの中で出産・子育てができる環境を整えることが重要です。また、乳幼児健診等の母子保健事業の中で全数を把握する機会があることから、重点を置いて支援します。

そうした中で、より専門的な支援を必要とする対象者を把握した場合には、地区担当保健師・社会福祉職、虐待対応調整チーム（要対協調整担当者）や児童相談所との連携によって対応します。なお、ある時点では支援を必要としない妊産婦や養育者も、不安を抱え、地域から孤立することがあります。子育て世代包括支援センターは、支援ニーズが顕在化していない人についても、経過によって直面する課題が変化し流動的であることから、十分な関心を継続的に向ける必要があります。

※ポピュレーションアプローチとは

「集団全体への働きかけ」を指し、母子健康手帳交付時の看護職による全数面接や妊産婦健診、母子訪問員による新生児訪問、乳幼児健診などが該当します。妊娠後期に全数の妊婦へのお便りの送付もこれに該当します。一方、ハイリスクアプローチとは「リスクの高い方を対象とした働きかけ」を指し、妊娠経過の中で安全な妊娠の継続や出産が危ぶまれる妊婦への関わり、未熟児訪問、不適切な養育環境にある子育て家庭への関わり、乳幼児健診後の経過健診等が該当します。

妊娠・出産・子育てにおけるリスクからみた子育て世代包括支援センターが支援する対象者の範囲



妊産婦・保護者の状態像別に見た関わりの視点と支援内容の例

	妊産婦・保護者の状態像の例	関わりの視点	支援内容
一般層	様々な悩みや不安、戸惑いを感じながらも育児を行うことができる層	育てる力（セルフケア能力）の維持・向上、問題の発生予防	母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供、相談対応
中間層	より密な状況把握と支援・関係者のマネジメントを必要とする層	早期発見・早期対応	上記 +（経済的な支援）+ 子ども総合支援拠点等の関係機関による、より密な状況把握
要介入支援層	虐待対応や予防に向けてより積極的・専門的な支援・介入、見守りを必要とする層	子どもの安全確保・治療・再発予防	要対協、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所への連絡調整等

厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」より

横浜市版子育て世代包括支援センター

目的

母子保健施策と子育て支援施策の一体的提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、横浜の強みを活かした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築すること

区福祉保健センター

連携・協働

地域子育て支援拠点



- 母子保健分野の支援
- ※ 母子保健コーディネーターの配置による妊娠期の相談支援の強化
- 福祉・保健の一体的サービス提供
- 多職種の専門性を生かした組織的な支援
- 児童相談所と連携した一体的支援
- 医療、教育関連分野等、関係機関とのネットワーク
- 地域子育て支援



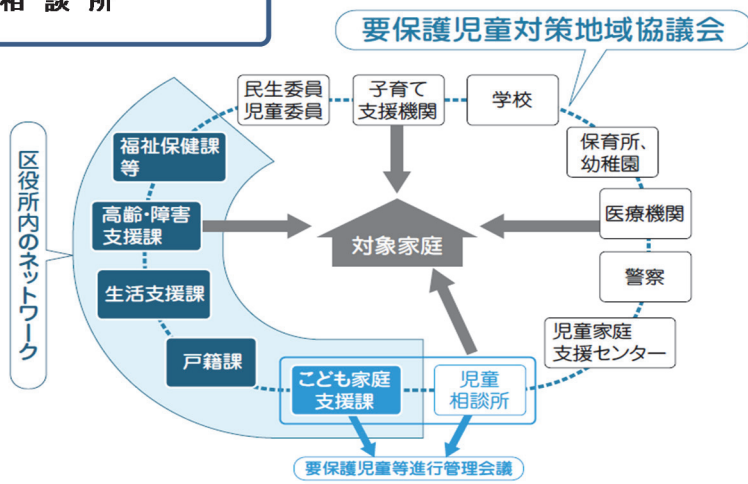
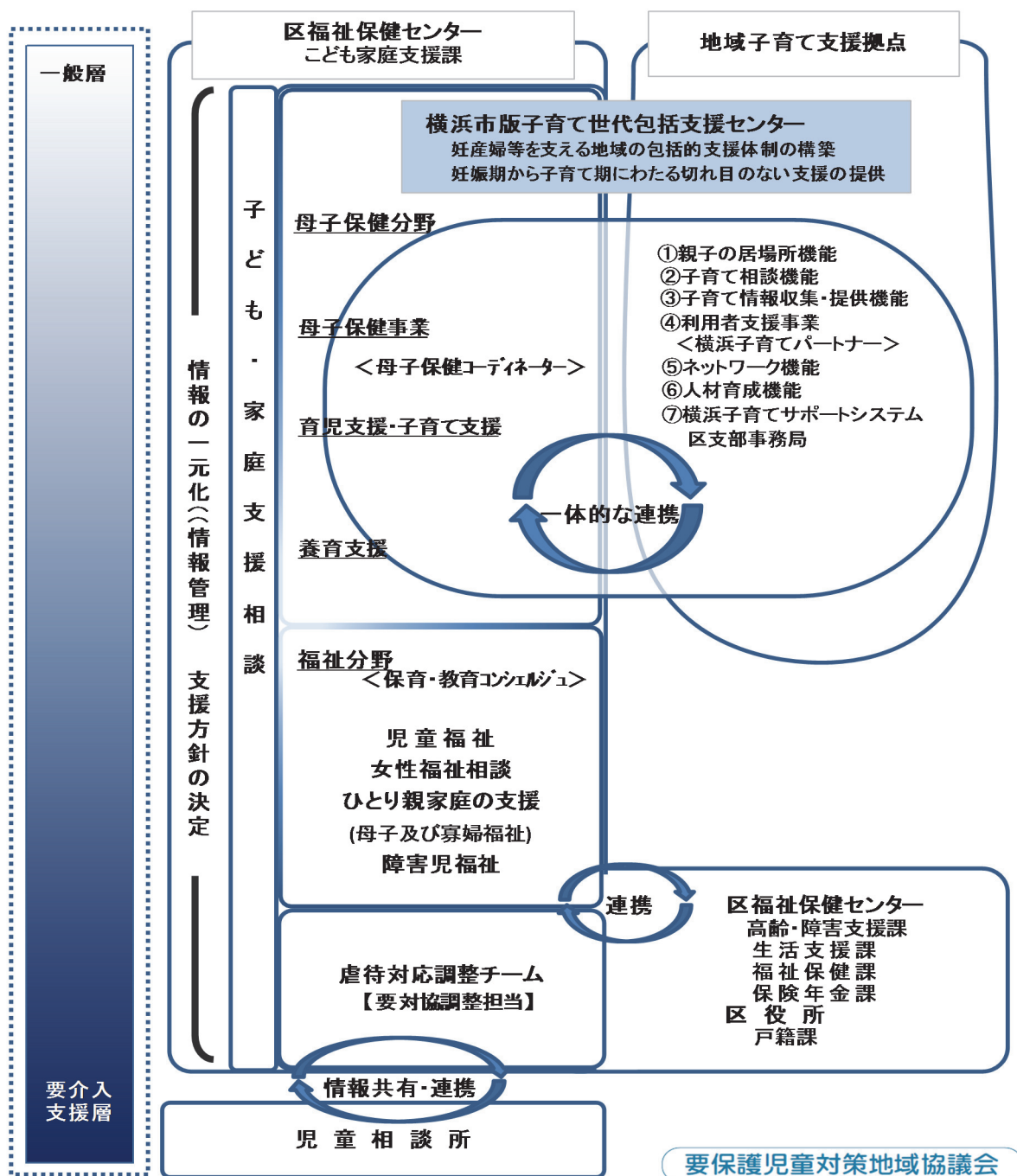
- 子育て家庭に近い市民の力による地域のニーズに即した活動の展開
- 多機能型の複数機能を連動させた幅広い支援
- ネットワークを活かした、きめ細かい支援と地域資源の開発

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ② 妊娠・出産・育児の相談、必要な情報提供・助言・保健指導
③ 支援プランの策定 ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 ⑤ 地域づくり

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供



【横浜市版子育て世代包括支援センター・連携のイメージ】



4 横浜市版子育て世代包括支援センターの取組姿勢

(1) 目指す支援の姿（充実させていく支援）

ア 生まれる前の出会いの場と機会の充実

子どものいる世帯の減少や地域のつながりが希薄化する中、妊娠から産後の時期に不安を感じる人が多くなっています。この時期は不安定であるとともに、家族にとっては赤ちゃんを迎えて生活を始める大変重要な時期です。特に、妊娠中は体調が不安定なことに加え、出産に向けて何を準備するか、産後の生活や子育てがどのようなものかイメージが持てない等、子育て世代包括支援センターとして支援すべき重要な時期と言えます。

母子健康手帳交付時面接やプレパパ・プレママ教室等の出会いの機会を充分活用しながら、個々の子育て家庭の不安や悩み事に寄り添い、区と地域子育て支援拠点が強みを活かし、予防的な支援を充実させていきます。

（検討会意見より）

- ・よりスムーズに子育てを始められるよう、「順調な出発を支援」することが大事。
- ・妊娠中から計画的に行動できるようになると、予想外のことばかり起こるとではスタートが違う。その点で母子健康手帳交付時の面接での情報提供や相談支援は大変重要。
- ・不安を抱えながらも子どもに愛着を持った子育てができることが大事だが、これは親子だけでは難しい。周りの人が赤ちゃんの誕生を喜ぶと本人はより実感できる。
- ・地域子育て支援拠点ではネットワークを活用しながら、地域での様々な場における親子の状況を把握できる。また、妊娠中の家族が地域とつながる場を提供できる。

イ 安心感につながる妊娠期からの関係づくり

妊産婦や子育て家庭にとっては、地域の様々な場面で、信頼できる相談者がいること、いつでも気軽に相談でき、不安なことや予期していなかったことがあっても、解決方法や対応方法を一緒に考えてくれる人がいることが大きな安心感につながります。

妊娠期からの関係づくりが、その後の支援において重要な意味をもち、健やかなこどもの成長発達を支えることにつながります。区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの場や機会を充実し、妊娠期から出産、子育て期にかけて、切れ目なくあたたかい関わりや関係づくりを大切にしていきます。

（検討会意見より）

- ・区や地域子育て支援拠点が、“相談できる場所”であることを充分認知してもらえるような取組が必要。
- ・「あなたのことを気にかけている」メッセージを投げ続けることが信頼関係につながる。
- ・家庭はそれぞれ様々な事情を抱えているが、地域子育て支援拠点は、どのような状況の人も変わることなく迎えて温かくサポートできる点が強み。
- ・身近な人たちのアドバイスを受けながら子育てをすることが安心感につながる。

ウ 養育者自身が意思決定をする力の支援

子どもの世話をしたことがないまま親になる人も増えています。産後の生活や子育てのイメージを伝え、その上で養育者自身が、子どもの健やかな育ちのために、より良い選択をしていくための支援が大切です。

区が専門的な知見からの相談支援を充実し、地域子育て支援拠点が養育者どうしの支え合いの機会を充実するなど、子どもの健やかな成長発達に向けて、養育者自身が見通しと安心感をもって、自ら意思決定をしていくことの支援を行っていきます。

(検討会意見より)

- ・産後は不安や負担が大きい時期。「順調」のイメージをもつことが大事。
- ・子どもの発達に応じた子育ての見通しを持てることが、親の安心感につながる。
- ・「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」は産前産後のサービスが見やすいだけでなく、自分で選択するためのしかけ。自らの課題を自分で解決するために支えていくことが大切。
- ・親自身が自分に必要なものを発信していく。声を上げて自らサービスに近づいていくことも大切。横浜は行政だけでなく地域子育て支援拠点があることで、親子にとって身近な支援が充実していることが強み。親自身が、その支援を知り、選択するところまでを支えていくことが必要と思う。
- ・地域子育て支援拠点は、場にいる他の親子に接することで、自分の半年後、一年後の姿をダイレクトにイメージできる。

エ 切れ目のない包括的な支援とネットワークづくり

一人の担当者が継続して一人の妊産婦等に関わり、すべての相談に対応・解決することは困難ですが、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの持つネットワークを十分に活かすことで、より多面的・包括的な支援を行うことが可能となります。

区福祉保健センターと地域子育て支援拠点の両者が連携しながら、関係機関と顔が見える日頃からのネットワークづくりを進めていきます。

個々の支援がスムーズな連携により充実し、子育て家庭に切れ目のない支援として提供されるよう、区福祉保健センターは、関係機関等から支援のために収集した情報を一元管理し、妊産婦や乳幼児の状況を包括的、継続的に把握するとともに、より効果的な支援プランの策定に役立てます。

(検討会意見より)

- ・区の特長や実情に応じて、地域の資源と有機的につながることが、まさに子育て世代包括支援センターの重要な要素。
- ・どこかに行かなければ相談できないのではなく、どこでも相談できることが重要。
- ・区と拠点の双方にネットワークはすでにある。子育て世代包括支援センターは、改めてネットワークの意味を振り返る良いきっかけではないか。
- ・今後は、地域の様々な資源とつながることがより一層重要になる。地域に対して、子育て世代包括支援センターができるからこそ協力してもらいたいと働きかけるものにしていきたい。
- ・より身近な地域のインフォーマルなネットワークを耕すための具体的な取組も大切。

オ 親子が温かく見守られる地域づくり

安心して子どもを産み育てることができ、一人一人の子どもが健やかに成長するためには、地域全体で子育て家庭を温かく見守り支えていくことが不可欠です。

区福祉保健センターでは、これまで保健師を中心にした母子保健の活動の中で、個別課題から地域課題へ展開し、子育てサークルの育成や障害児地域訓練会への支援等を行い、市民の自主的な活動を支えてきました。また、地域子育て支援拠点においては、子育て家庭と同じ視点を持つ市民の力により、行政よりも身近な支援の場をつくり、親子のニーズに応える実践を積み重ねてきました。

こうした市民の主体的な取組や、地域の中の多様な主体による協働の取組は、横浜の強みであり、今後ますます重要になってきます。

区福祉保健センターと地域子育て支援拠点は、子育て世代包括支援センターの取組を地域づくりの視点をもって進めていきます。地域子育て支援拠点のネットワークを活かして、妊産婦や子育て家庭と“地域とのつながり”をつくるほか、子育て世代包括支援センターの取組の中で把握した、子育て家庭の課題やニーズを、地域の様々な人や機関と共有し、地域全体を巻き込んで、解決に向けての協働の取組につなげていきます。身近な子育て家庭の困りごとや困難な状況に対し、関心を持ち主体的に関わる人を増やし、課題の解決に向けて多様な市民や活動団体が、出会い、つながることを支援していきます。

(検討会意見より)

- ・地域の中で親子を見守る風土が大切。地域の中で子ども誕生を喜び分かち合えること。
- ・子育て世代包括支援センターだからこそ、地域の中で親子に何が起こっているのが見える。そこから新たな社会資源を作る取組や、区の施策へとつなげていくべき。
- ・子育て家庭を「見える化」することが大事。言葉でも表し、数値でも表す。それを踏まえ、当事者でない人にとっても子育てが自分事になるように、それが地域づくりにつながる。
- ・支援の場はすでにできている。それらが有機的につながることが地域づくりになり、地域力の創出になる。
- ・地福計画等、区全体が地域づくりに取り組んでいる。そこに連動して包括としての地域づくりを考えることが必要。
- ・ネットワークの基盤は育まれてきている。今後はそれをボトムアップするしかけが必要ではないか。ケア会議とはいかなくても、地域ケアプラザのエリアで顔が見える関係を耕し、インフォーマルな人・民間の施設、企業との連携をどのように構築していくかという視点が必要。
- ・地域で主体的に子育て支援をしたいと考える人や組織に対して、活動に必要な場の調整、出会いに繋がる機会づくり、情報の提供がされ、地域の子育て支援に係る資源を育成する取組が行われていることが大切
- ・拠点の居場所を中心とした機能を通して、多くの人が出会い、その出会いの中で、化学変化がおき、新たな支援へのムーブメントに繋げることが大切。

(2) 国の示す必須項目ごとの取組の方向性

ア 妊産婦及び乳幼児の実情把握

【国の通知より】

- 妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦及び乳幼児等の母子保健や子育てに関する支援に必要となる実情の把握を継続的に実施する。

【区】

- 母子健康手帳交付時面接では、親子の状況を把握するとともに、父母の生育歴やジェノグラム（家族構成）から家庭の全体像を把握する。（パートナー関係、人との繋がりや互助の状況、経済状況 等）また、面接後も、電話・お便り等により継続的に支援する。
- 母子健康手帳交付時面接内容を複数の目で確認することで、妊娠中から支援の必要な妊婦を把握し、早期支援につなげる。
- 医療機関と連携し、妊婦健康診査、産婦健康診査、医療機関乳幼児健康診査等で、支援を必要とする妊産婦の状況把握に努める。
- 支援の必要な親子について、区・拠点・関係機関等が把握した情報、及び支援の進捗に係る情報は、全て区が集約し、一元管理する。
- 各事業や、母子健康手帳交付時の面接等から母子の実情を把握し、課題解決のための事業化や、地域のネットワークの構築を検討する。

【拠点】

- 親子が日常的に利用できる居場所を持つ拠点で、継続的な親子の見守りを行う。
- 親との信頼関係や丁寧なコミュニケーションを持ち、親自身も気づいていない支援のニーズを把握する。
- 多機能を活用した支援の実施を通して、親子を多面的に把握するために、必要に応じ、スタッフ間で親子の状況を共有する機会を持つ。
- 拠点で把握した、支援が必要な親子の状況は、区に共有する。

【区と拠点の連携】

- 妊産婦や乳幼児の親子等の実情を、複数の視点から多面的に把握し、事業や施策に反映する。
- 区と拠点がそれぞれ把握した個別の親子の情報や支援の進捗に係る情報の共有については、必要に応じて、P28「子育て世代包括支援センターにおける連携と情報共有の基本的な考え方」に留意して進める。

母子健康手帳交付時面接からの支援の始まり

妊婦は、ひとり一人心身の状況や妊娠に対する気持ち、家族のサポート状況等が異なります。そのため、20～30分程度の短い面接の中で、こちらが案内したい情報を一方的に伝えるのではなく、妊婦の状況を適切に把握し、継続した支援が必要と判断した方には、電話等にて継続的に支援しています。

母子保健コーディネーターの配置前より、看護職による面接は行っていましたが、専任で面接をする環境となったため、より丁寧に個々の妊婦の状況を把握した支援を行うことができるようになりました。

旭区では、母子健康手帳交付時面接を笑顔で行うように心がけています。母子健康手帳交付時面接は、出産前の妊婦と話ができる大切な機会です。妊娠・出産・子育てのリスクを把握する役割もありますが、笑顔の面接が、妊婦自身の「話してみよう」、「相談してみよう」というきっかけにつながっています。

20代の妊婦の面接では、どのような質問に対しても『大丈夫です』と答える方が多く、妊娠・出産への思いを把握することが難しいと感じることがあります。短い面接の時間内で妊婦の思いをくみ取ることは難しいこともありますが、出産までの期間で少しでも多くの支援につながるよう、カンファレンスで支援方針を話し合い、その結果を踏まえ、適切な時期に電話かけを行うなど、妊婦一人一人の状況に寄り添った支援に取り組んでいます。より早い段階でアプローチすることにより、体調の確認だけでなく母親教室の参加勧奨、産前産後ヘルパーの紹介、地域子育て支援拠点や横浜子育てパートナー等の情報提供なども行っています。出産後に孤立しないためにも、妊娠中から地域子育て支援拠点へ出かける機会をもつことが大切であり、今年度2回実施であった『地域子育て支援拠点見学会』を次年度は4回に増やし実施する予定です。

また、母子健康手帳交付時面接の後にアンケートを実施し、区内の妊婦のニーズを調査したところ、「出産について気になることや知りたいこと」は、年代を問わず初産婦は『赤ちゃんを迎える準備』、経産婦は『兄弟児への接し方』となりました。年代別では、20代は『仕事との両立』、30代は『赤ちゃんを迎える準備』や『兄弟時への接し方』等となり、初産婦や経産婦、年代によってもニーズが様々に異なっていることが分かりました。今後は、妊婦のニーズの細かな傾向を踏まえながら、個々の妊婦に寄り添った情報提供等の工夫を行っていきます。

養育者自身も気づいていなかった「支援のニーズ」への気づき

拠点では、単に居場所を提供するだけでなく、スタッフによる養育者との丁寧な関わりを心掛けています。そして、その何気ない会話の中で、養育者自身が気づいていない「誰かに助けてもらう必要があること」にスタッフが気づき、支援に繋げることを大切にしています。

拠点における実情把握においては、まずは養育者の言葉に耳を傾けると共に「言葉にならない気持ち」も含めてしっかりと受け止めることが基本となります。その上で、家族の置かれている状況を把握し、一緒に課題を整理するというプロセスを大切にしています。拠点の強みである当事者目線を活かし、養育者が次の一步を踏み出せるよう、寄り添った支援をすることが大切です。

事例1

ひろばを利用していたある母親からスタッフに、第2子を妊娠したとの報告がありました。さらに話を聴くと、第1子の発達に心配があるとの話もしてくれました。この時の母親は、出産後の生活のイメージを持っていないため、特に不安を感じてはいないようでした。そこで、出産後にどのような困りごとがでてくる可能性があるかを、スタッフと母親とで一緒に考える機会を持ちました。このように、スタッフと一緒に具体的にイメージする中で、母親自身が、支援の必要性に気づき、産前産後ヘルパー、子育てサポートシステム等の利用へと繋がっていきました。

事例2

養育者が子どもを一時的に預けたいとの希望で、横浜子育てサポートシステムのスタッフと話す中で、実は子育てへの負担感が大きくなっているために預かりの利用を希望したことがわかり、相談支援につなぎ、継続して見守りました。預かりのニーズを持って拠点に来所した親子が、預かりだけでなく、他の支援に繋がりました。

イ 妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供・助言・保健指導

【国の通知より】

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、妊産婦等からの各種の相談に応じ、地域子育て支援拠点等と必要に応じて情報を共有し、支援を行う。

【区】

- 母子健康手帳交付時面接では、妊婦の相談に対応し、個々の状況に応じた産前産後の週数等に応じた支援メニューを示すことで、妊婦の“妊娠・出産・子育てマイカレンダー”を作成する。また、妊婦自身が支援メニューを適切に選択し、利用できるよう支援する。
- 妊娠後期（28～32W）には母子健康交付面接者におたよりを発送し、母子保健コーディネーターの相談窓口の再周知等を行う（ポピュレーションアプローチを行う）。
- 妊産婦や養育者等に情報提供した内容や助言は、継続性、統一性のある支援を行うために、個人記録や支援台帳で記録・管理する。
- 地域子育て支援拠点等を案内し、妊娠中から地域の中での相談できる場、居場所、地域の中の支援者や子育て世代どうしとの交流につなげる。

【拠点】

- 親が相談・支援のニーズを自覚せず来所した場合でも、スタッフとのコミュニケーションの中で、親が自分の潜在ニーズに気付くことで相談に繋がるなど、予防的支援を行う。
- 妊産婦やそのパートナー向けの講座を実施するなど、妊娠期からの支援の充実を図る。
- 多様な親子が日常的に集う場所であることを活かし、様々なニーズに対応する支援を実施する。

【区と拠点の連携】

- 区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、互いを理解し、連携・協力することで、それぞれの強みを活かした役割分担のもとで相談・情報提供・助言・保健指導を実施する。
- 相談窓口寄せられた相談内容などの情報を、区と拠点の関係者会議で報告し、支援の必要性の判断や関係機関との連絡調整につなげる。

連携により広がる妊産婦への支援

妊娠期は、家族や生活面で状況の変化が起こる時期でもあります。区福祉保健センターや地域子育て支援拠点を始めとする複数の機関が連携して、情報提供や相談を行っていくことが求められています。

泉区では、3か月に1回、子育て世代包括支援センターに関する、地域子育て支援拠点と区の情報交換会を実施しています。地域子育て支援拠点（施設長と横浜子育てパートナー）と区（母子保健コーディネーター、保健師・助産師）が、最近の妊婦の特徴（世代傾向・時代背景・生活状況・健康状況など）を共有し、泉区の地域特性や子育て世代の傾向を話し合い、それぞれの事業展開やケース支援に活かしています。こうした中で、妊娠中から地域子育て支援拠点を活用できることを盛り込んだ内容の「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」をともに作成しました。

また、区で実施している母親（両親）教室に、横浜子育てパートナーが来て、地域子育て支援拠点の事業やイベントなどをPRしています。困ったときの相談先として、区役所とともに、地域子育て支援拠点の横浜子育てパートナーが認知され、顔の見える関係づくりに繋がっています。

「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」を面接後も手元に置いてもらい、いつでも確認できるよう、各区で工夫をこらしています。港北区では、カレンダーを母子健康手帳の健診券綴りに貼り付けられるサイズで作成し、面接後にも妊婦が活用しやすくなるよう工夫しました。産科医療機関からは、「健診券綴りに添付してあったので、妊婦健診の時にもマイカレンダーを確認しましたよ。」との声をいただき、マイカレンダーは妊婦に渡すだけでなく、妊婦本人、区、医療機関の情報の共有にもつながる可能性がある事を実感しました。今後も、不安な時にはカレンダーを見返すよう妊婦に勧め、より活用されるよう取組を進めていきます。

また、都筑区では、健康づくり係と連携して妊娠中を楽しく生き生きと過ごすための健康講座を開催しています。主な内容は、歯科医師による妊婦と家族のお口の健康の話、ヘルスマイトによる食生活の話と妊娠期レシピの試食、母子保健コーディネーターの相談等で、年2回実施しています。保育も行っており、夫婦や兄弟姉妹と一緒に参加いただいています。健康づくり係と連携して妊婦を対象とした事業を開催したことで、母子保健コーディネーター業務をセンターの他部署がより深く理解することにつながり、日頃からの連携を強める機会にもなりました。

母子保健コーディネーターへの相談も徐々に増えて、妊婦や家族の相談先として定着してきたほか、母子保健コーディネーターと横浜子育てパートナーによる「子育てプチ体験会」など、現場の発意からの事業も始まりました。今後は、出産後までの切れ目のない支援の一貫として、産後のお母さんが、出産や赤ちゃんの育児について体験談を話す交流会を企画し、これから出産を迎える妊婦に参考にしてもらおうとともに、自らの体験を振り返る機会としていきます。

養育者の気持ちに寄り添う、継続した見守り支援

特に、養育者の悩みや不安が大きい場合、支援者や専門機関が支援の提案をしても、養育者が行動に移せるまでに時間を要する場合があります。大切な我が子や家族の事であるがゆえに、頭では分かっている、気持ちが100%そこに向かえないということかもしれません。そのような場面で、拠点は「養育者がぼろっと本音や弱音を言える場所」としての役割が求められます。養育者が支援の必要性に納得し、自らそれを選べるまで、身近な支援の担い手として、揺れ動く養育者の気持ちに寄り添い、スタッフ同士が連携して親子を支えることは、養育者がいつでも利用できるひろばを持つ拠点だからこそ可能な支援手法と言えます。

事例

拠点のひろばを利用していた母親の、顔色が悪く体調が優れない様子に気づいたひろばスタッフが、気になって母親に声をかけたところ、子育てをしながら親の介護もしていることが分かりました。そのため、ひろばスタッフから相談の専任スタッフである横浜子育てパートナー（利用者支援事業基本型）に引継ぎ、まずはつらい気持ちを受け止めると同時に、家庭状況の把握をする、母親に寄り添った支援を始めました。

この時、パートナーは、母親の体調に配慮し、横浜子育てサポートシステム（ファミリーサポートシステム）のスタッフと連携し、預かりの利用を提案しましたが、母親の「子育ては大変でも、自分の手で子育てをしたい」との気持ちが強く、その時は預かりの利用にはつながりませんでした。

その後は、母親の「子どもに寄り添いたい」という気持ちを尊重し、ひろば利用をしている間は、ひろばスタッフがお子さんの遊びを見守るなど、拠点が母親にとって安心して過ごせる場所となるよう、スタッフ皆でサポートすると共に、横浜子育てパートナーによる相談を継続しました。このような支援を継続する中で、母親自身の気持ちに変化が生まれ、子どもの預かりを利用する決心をすると共に、親の介護についても、区の担当部署への相談に繋がるなど、自ら、必要な支援を選ぶ行動へと繋がっていきました。

ウ 支援プランの策定

【国の通知より】

- 保健師等が、妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、必要に応じて、個別の妊産婦等を対象とした支援プランを策定する。

【区】

- 保健師等が妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、支援が必要な妊産婦、養育者の“支援プラン”を作成する（本市では従来行っている個別の継続支援が該当する）。支援プランは、必要に応じて、関係機関による支援も含めたものを作成する。
※国通知では、情報提供に加えて、助言支援があれば必要なサービスの選定・利用ができる妊婦には“セルフプラン”（本市では、母子健康手帳交付時面接時に全妊婦に作成・配布する『妊娠・出産・子育てマイカレンダー』）を作成している。
- 支援プラン作成後は、妊婦・家族だけではなく、医療機関、関係機関等とも連携しながら、定期的に状況を把握し、適宜、支援プランの見直しを行う。
- 特定妊婦等要保護児童対策協議会の対象になり得ると判断した場合には、所内検討会議（受理会議やケース検討会議）で協議し、組織として支援方針を決定する。

【拠点】

- 区が、より適切な支援プランを作成・更新できるよう、親子の拠点利用を通して把握した状況を区と共有する。
- 区と拠点の双方が連携しての支援が必要な場合は、支援方針の共有や役割分担を行い、連携して支援を実施するとともに、支援の進捗状況を共有する。

【区と拠点の連携】

- 地域子育て支援拠点での見守りや支援が必要と判断される特定妊婦や、より手厚い支援が必要と判断される親子については、要保護児童対策協議会の所内検討会議において、必要な情報の共有、支援の方向性、役割分担等について検討・調整し、支援プランに沿った支援を行う。

区の妊婦の特性を踏まえた支援

何らかのリスクを抱え継続した支援が必要な妊婦は、助産師・保健師が支援プランを作成しますが、外国につながる妊婦や10代の妊婦などは、言語や文化、世代の特徴にも配慮した個別の支援プランの作成が大切です。さらに、これら妊婦が地域とつながるような取組を地域と共にすすめ、個別の支援プランに活かしていくことも求められます。

南区では、未婚や10代の妊婦、外国につながる妊婦が多い傾向があり、出産・子育ての十分なイメージがなく漠然とした育児不安を抱える妊婦等への支援や外国につながる妊婦への多文化や言語等の理解を踏まえた支援が求められています。

そのため、母子保健コーディネーターは、母子健康手帳交付時面接をとおして、区役所がいつでも相談できる場所であることを周知することはもちろん、日本語でのコミュニケーションが難しい妊婦や家族に必要な情報を伝えるため、通訳や音声翻訳器を活用しています。ほかにも「外国籍の方向けの子育てチャート」（公益財団法人かながわ国際交流財団作成）を活用して説明しています。また、妊娠後期の手紙についても英語版、中国語版を作成しています。今後は出生連絡票の英語版、中国語版の翻訳を検討しています。

また、10代で妊娠・出産した経験のある母親の交流を目的とした「わかママ会」を、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場と連携して開催しており、初めての参加に躊躇する妊婦には母子保健コーディネーターが同行して参加を促すなど、丁寧につなぐことを心掛けています。今後は親と子のつどいの広場が配信しているライン@を活用し、妊娠中から利用できる地域のプログラムについても情報提供を行っていく予定です。

エ 保健医療や福祉の関係機関との連絡調整

【国の通知より】

○妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて保健医療又は福祉の関係機関との連携調整を行うこと。

【区】

- 連携先となる関係機関（産科・精神科・小児科、児童相談所、子育て支援の実施機関、地域の活動者）等へ、日頃から区役所の役割や機能を理解していただくとともに、信頼関係等の構築ができるよう、積極的な情報提供や連携会議の開催等の連携に努める。
- 支援を行うにあたっての課題等の解決や連携に向けて、必要に応じて新たな連携や支援の仕組みを構築していく。

【拠点】

- ネットワーク機能、人材育成機能、利用者支援事業の地域連携等を活用し、平素から、地域団体・施設と、定例的な情報共有会議や顔の見える関係づくりを行う。
- 地域団体・施設と連携して支援を実施することで、相互理解を進め、支援の充実に繋げる。

【区と拠点の連携】

- 区と拠点のそれぞれのネットワークを横断的に活用することで、多様な支援ニーズに対応すると同時に、支援プランに基づき、一貫性のある支援を実施する。

産科医療機関との顔が見える関係づくり

各区では、区福祉保健センターと地域の産科医療機関が定期的に連絡会を開催する取組を行っています。妊娠期から産後の切れ目のない支援を行うためには、それぞれの業務や役割を理解し合い、日頃からの“頼み頼まれる関係づくり”が重要となっています。

平成 7 年より金沢区では、区内の分娩施設等と定期的な連絡会を開催しています。この会議では、産科医療機関、助産院、地域子育て支援拠点、母子訪問指導員、区職員等がメンバーとなり、区内の子育て支援に関する課題の情報共有や、具体的な解決に向けての検討を行っています。

この連絡会を通じて分娩施設から、「区が実施する支援が見えにくい」という声をいただき、特定妊婦の支援については妊娠中から連絡を密にすることとなりました。さらに、出産後の個別ケース検討会議を通じて、支援方針や役割を決める中で、区と分娩施設の理解が深まりました。

連絡会は、参加している機関どうしの情報交換の場ともなっており、新たな取組、好事例等を共有しています。

産婦健康診査実施後の区への情報提供も増えており、分娩施設と地域が連携して取り組むことが今後ますます求められています。

支援者同士の顔の見える関係による連携した支援

多様な家庭を支援するためには、地域で子育て支援を担っている人同士の連携が重要です。そのためには、日ごろから、親と子のつどいの広場、子育てひろば、私立幼稚園等はまっこ広場、子育て支援者、子育てサークル等と、顔の見える関係づくりをすることが大切です。

支援の担い手同士の連絡会等の機会を活用し、担い手同士のネットワークづくりに努め、個々の家庭のニーズに応じたきめ細やかな支援につなげていくことが大切です。

事例

拠点の利用者の中には、拠点が自宅から遠い方や、拠点より小規模でアットホームな雰囲気を希望する方もいます。ある拠点では、そのようなニーズを持つ養育者に対して、他の支援施設との繋がりを活かし、その親子の希望に沿った施設を紹介するだけでなく、他の施設の雰囲気や活動の様子なども合わせてお伝えするなど、より丁寧なご案内をしています。時には、個別の親子が利用希望している旨を、あらかじめ電話等で連絡し、初めて利用する施設であっても、行きやすいようフォローしています。

オ 地域づくり

【視点】

- 区と拠点がそれぞれの強みを活かした役割分担のもと、個別の親子を支援する役割を果たしつつ、「地域づくり」を念頭においた支援の実施に、連携して取り組む。
- 横浜市版子育て世代包括支援センターが把握した、子育てをめぐる地域課題を、関係機関、子育て支援の担い手、地域と共有し、エリア、子どもの年齢に関係なく、親子の居場所、繋がる場を作り、孤立せずに子育てができる環境をつくる。

【区】

- 保健師の専門性を活かした地域分析を行うと共に、子ども・子育て支援事業計画などの長期的かつ全市的な視点、地域福祉保健計画などを踏まえた世代を超えた他分野との連携、支援の質や量、支援の手法の適否、地域の状況など、様々な視点を踏まえ、課題や目標を明確化する。さらに、課題解決の具体的な方法を検討し、事業及び施策への反映や、地域の関係機関との連携による解決に取り組む。

【拠点】

- 地域で子育て支援を担っている施設・団体のひとつひとつと丁寧に関わりを持ち、互いの考えや活動の状況、発揮できる強みを理解し合うとともに、個別の親子の支援等においてスムーズに連携できるよう、気軽に頼み頼まれることができる良質な関係を築く。
- 地域で子育て支援を担っている施設・団体と、機会を捉えて学びを共有するなどにより、新たな支援の創出及び人材育成、活動支援を継続して行う。
- 7機能（居場所機能、相談機能、情報提供、収集機能、ネットワーク機能、人材育成機能、利用者支援事業、横浜子育てサポートシステム区支部事務局）の全ての運営において、子育て家庭と地域資源の双方への働きかけや、両者をつなぐ取り組みの継続を意識することで、新たな支援の提案やその創出をめざす。

【区と拠点の連携】

- 地域への働きかけにあたっては、区と拠点がそれぞれの強みを活かし、補い合い、連携して取り組む。
- 子育てに関わる、機関、施設、団体等との連絡会や情報共有の場などの機会を捉え、子育て支援に関する地域課題を共有すると共に、個別の支援や区域全体での支援の展開において、協力して取り組めるよう、継続的に関係を保つ。
- 区と拠点の両者が、平素から、それぞれの持つネットワークの強化及び拡大を図ると共に、それを互いに活用し合うことで、区全体のネットワークの強化を図り、支援実施に繋がる地域の土壌づくりを進める。
- 区と拠点の、両者の持つ繋がりを掛け合わせ、地域を巻き込んだ新たな支援を、連携して実施することで、多様なニーズに対応する。
- 子育て当事者自身も、支援される側から支援する側になるなど、支援の担い手の循環につながる働きかけや、地域で主体的に子育て支援をしたいと考える人、組織に対して、必要な場、出会いに繋がる機会、情報の提供を行うなど、地域の子育て資源の育成に継続して取り組む。

「支援をする側とされる側」という枠を超えた支え合いの醸成

拠点では、利用者だった方、また、今も利用している方が、支援の担い手としての役割を果たす取組も行われています。時に「支援をする側とされる側」という枠を超え、拠点に集う多様な親子が繋がり、支え合う取組を行うことも大切です。

拠点の強みである「当事者性」は、拠点スタッフの支援の姿勢によって担保されているだけでなく、「当事者の持つ力を活用した取組」によっても支えられていると言えるかもしれません。人と人との繋がりづくりを支え、「他人に助けを求められる」「困っている様子を察知して手を差し伸べられる」ような養育者のマインドを培う活動も、拠点に期待される役割のひとつです。

事例

育児休業からの復職を控えた家庭向けの講座で、前年度その講座に参加した養育者が先輩として体験談を話す取組を行っています。このような取組により、講座に参加する養育者にとっては「自分より一歩先を行く、自分と似た経験をしている身近な人」から直接話を聞くことで、これからの自分のくらしを具体的にイメージできます。一方、体験談を話す先輩養育者にとっても、育児と仕事に追われる日常から少し距離を置き、自分を振り返る貴重な機会となっています。

地域子育て支援拠点が取組む居場所の立上げ支援

拠点では、ネットワーク機能や人材育成機能を活用し、地域に子育て支援の担い手を増やす取組も行われています。支援に興味を持っている方や、ステップアップを考えている子育てサロンがあっても、居場所の立上げとなると、そのノウハウがなく難しい場合があります。また、居場所を運営するためには多くの人の協力が必要であり、それを集めることに苦慮することもあります。

本市の拠点事業は、事業開始当初から、ネットワーク機能や人材育成機能を持つことを、大きな特徴としています。これらの機能を活用し、人と人とを繋げ、支援の担い手を創出することも、これまで以上に拠点に求められる役割と言えます。

事例

ある拠点では、支援の担い手になりたいと考えている人を、日頃からの地域との繋がりの中で把握することに努めるとともに、拠点の持つひろば運営のノウハウを伝え、居場所の立上げをバックアップしています。また、拠点が持つネットワークを活用し、地縁組織やすでに活動している支援者との橋渡しをしたり、新しい居場所を支える協力者やボランティアを募るフォローをしたりもしています。

子育て世代包括支援センターにおける連携と情報共有の基本的な考え方（留意事項）

様々な機関が連携をしながら妊婦や子育て家庭を包括的に支援していくためには、必要に応じて、複数の関係機関が情報を共有し、切れ目なく支援に当たることが求められます。一方、収集した個人情報は法令（横浜市の場合は「横浜市個人情報保護条例」）に則り、適切に取り扱うことが重要です。

横浜市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）では、「本人の同意」があれば、個人情報の目的外利用が認められ、関係機関に情報の提供をすることが認められています（条例第 10 条第 1 項第 2 号）。

このことに留意をし、他の機関に個人情報の引継ぎが必要となる都度、本人に個別に説明し、同意を取るなど、丁寧な対応が必要です。（利用目的の範囲内であったとしても、対象者とのトラブルを避ける観点から、同意をとることが望ましいと考えます。）

また、個別の状況に応じ「対象者の支援のために必要な情報」に限り共有するという視点も重要です。

一方、子育て世代包括支援センターの取組の中で把握した、特に支援が必要な妊婦、児童については、児童福祉法第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）、児童福祉法第 21 条の 10 の 5（要支援児童等の情報提供）の法的根拠に基づき、区こども家庭支援課（虐待対応調整チーム）に対し本人同意がなく通告又は情報提供を行うことが可能です。また、これを受けて関係機関が虐待対応調整チームからの求めに対して、当該者の必要な情報提供を行うことが可能です（児童福祉法第 13 条の 4）。

また、特定妊婦、要保護・要支援児童となった後は、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）の枠組みとして、守秘義務が課された上で、区役所の各課や関係機関が情報の共有を図ることとなります。区役所の各課や医療機関等関係機関と情報を共有する際には、要対協のケース（特定妊婦、要保護・要支援児童）であることを伝え、枠組みを超えて情報を漏らしてはならない（秘密保持：児童福祉法第 25 条の 5）ことを双方で確認し合うことが重要です。

支援者においては、日頃から個人情報保護（収集の制限、目的内利用、適正な維持管理等）についての基本的知識を習得するとともに、個別事案においては、どのような支援が必要な状況なのか、どのような法的根拠に基づく情報共有なのか、支援方針と共有する情報の範囲等について、関係する機関と十分な合意を取りながら進めていく必要があります。

また、「本人の同意を得たこと」や、提供先への引継の内容について記録をしておくことが重要です。

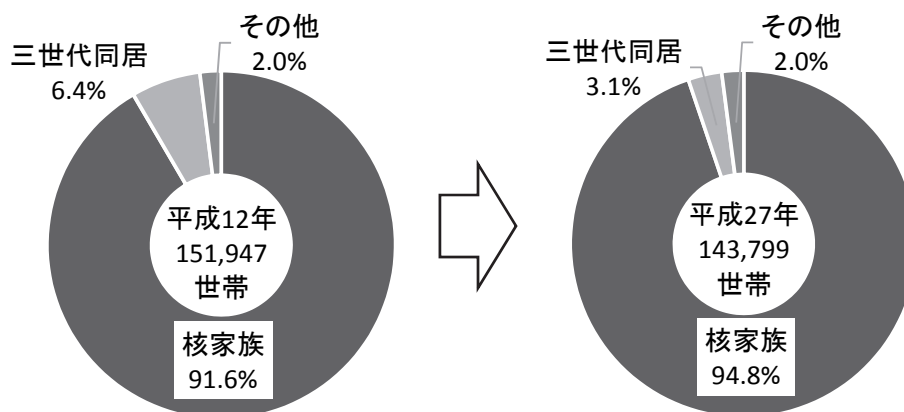
横浜市の子育て世代を取り巻く現状と課題

(1) 本市の子育て世代を取り巻く現状や課題について

ア 核家族・三世同居など世帯構成の推移

平成 27 年国勢調査によると、本市の 6 歳未満の子どものいる世帯は、核家族世帯が 94.8%、三世同居世帯が 3.1%の割合となっています。平成 12 年国勢調査と比較すると、核家族世帯が 3.2 ポイント増加する一方、三世同居世帯が 3.3 ポイント減少し、核家族化が進んでいます。

図表-参考 1 本市の 6 歳未満親族のいる家族類型別世帯数の推移（平成 12 年、平成 27 年）

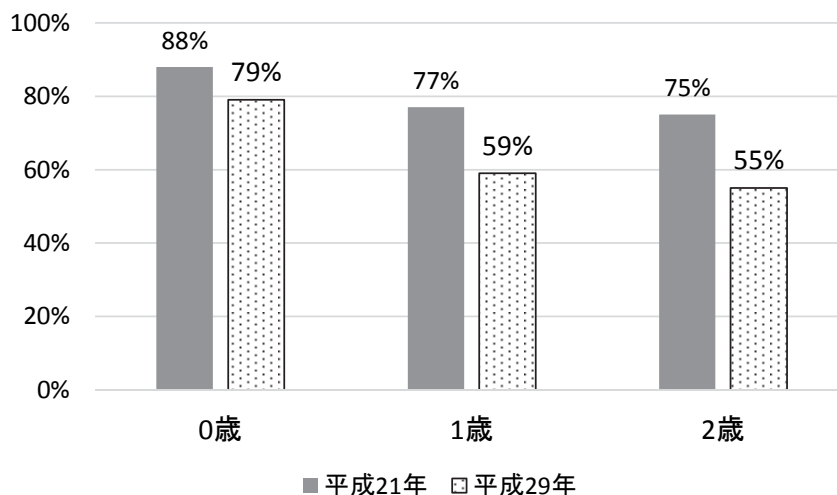


出所：国勢調査 平成 12 年、平成 27 年

イ 0～2 歳児の子どもを在宅で子育てをする割合の推移

平成 29 年 4 月時点と平成 21 年 4 月時点で、在宅で子育てをする割合を子どもの年齢別に比較すると、0 歳児が 88%から 79%と 9 ポイント減少、1 歳児が 77%から 59%と 18 ポイント減少、2 歳児が 75%から 55%と 20 ポイント減少しています。共働き世帯が増加し、保育利用率が上昇していることが背景にあります。

図表-参考 2 0～2 歳児の子どもを在宅で子育てする割合の変化（平成 21 年、平成 29 年）

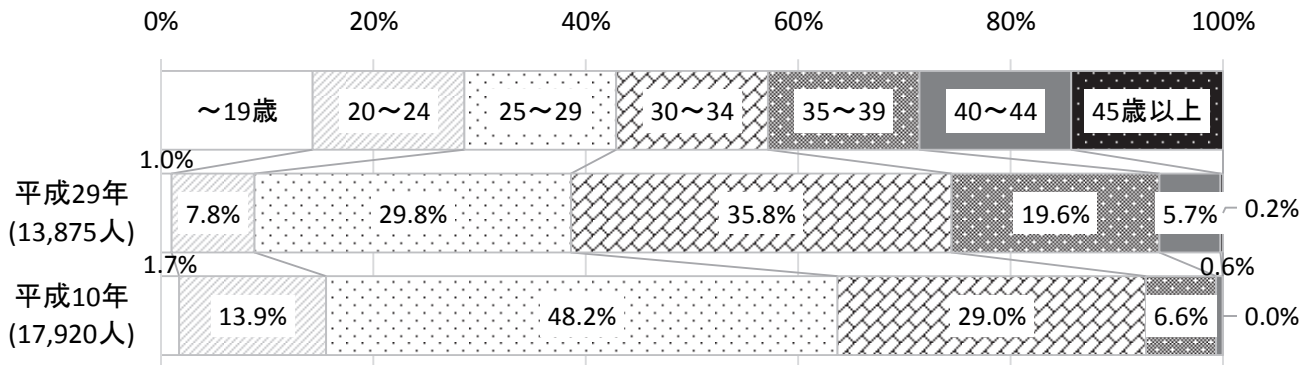


※各年 4 月時点
出所：横浜市子ども青少年局

ウ 初産婦の高齢出産の割合

平成10年と平成29年時点で、第1子を出生したときの母親の年齢（初産婦の年齢）を比較すると、35歳以上の初産婦（高齢出産）の割合は7.3%から25.6%に大きく増加しています。平成29年時点で、初産婦の4人に1人が高齢出産となっています。

図表-参考3 第1子を出生したときの母親の年齢（初産婦の年齢）の推移



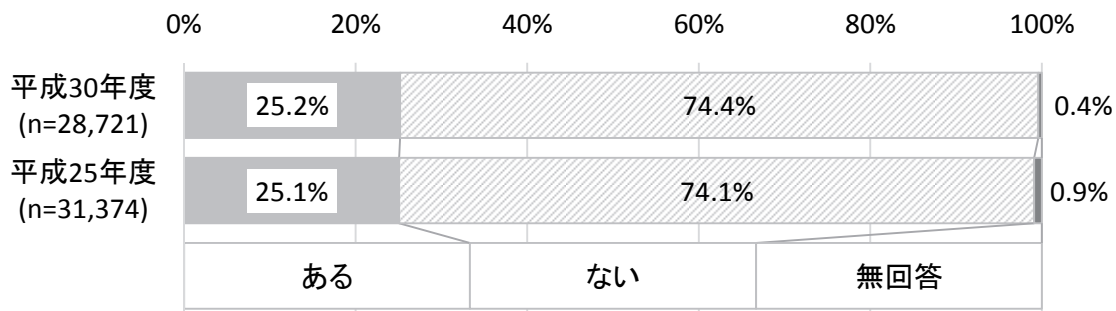
出所：横浜市人口動態統計資料

エ 赤ちゃんの世話の経験

未就学の子どものいる養育者に対して、「はじめてのお子さんが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことがありますか。」という質問をしたところ、赤ちゃんのお世話をしたことが「ない」と回答した割合は、平成25年度調査では74.1%、平成30年度調査では74.4%となっています。

4人のうち3人の方は、自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話の経験がない状況です。

図表-参考4 赤ちゃんの世話の経験



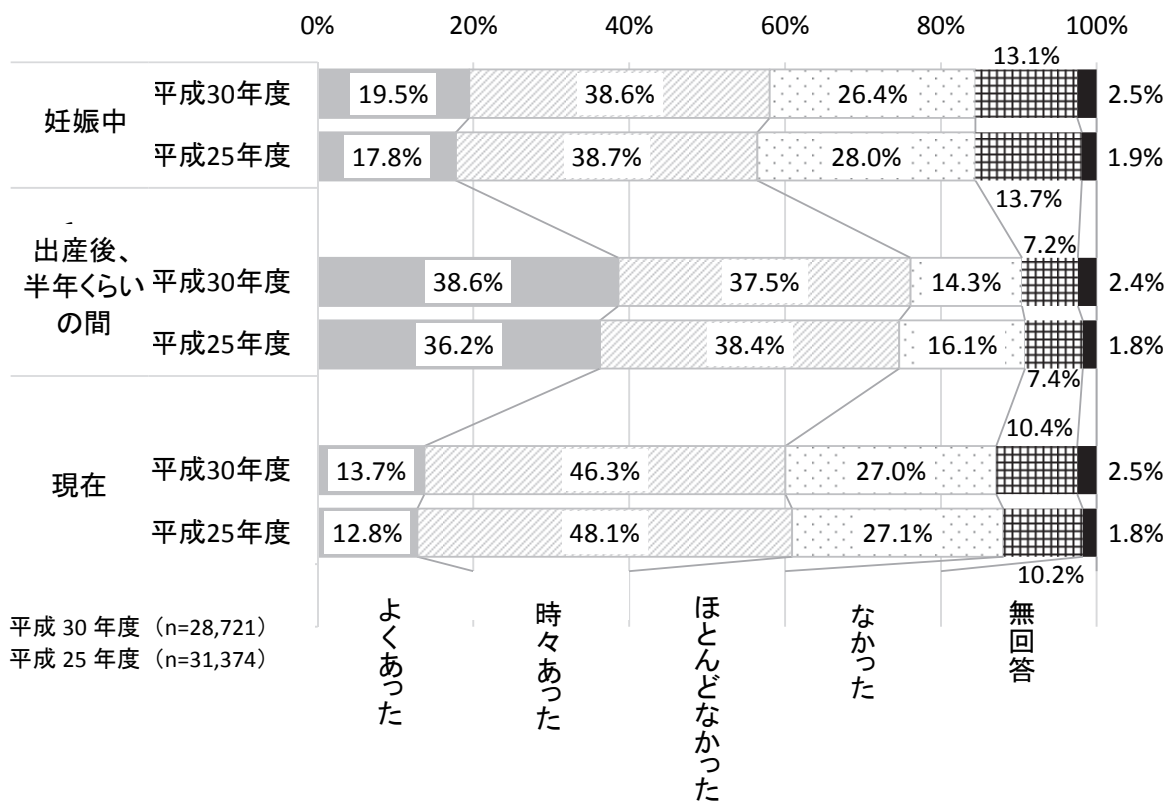
出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成25年度・平成30年度

オ 子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなること

「妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることはありませんか。」という質問について、平成 30 年度調査の結果によると、不安を感じたり自信を持てなくなるのが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は、妊娠中が 58.1%、出産後、半年くらいの間が 76.1%、現在が 60.0%となっており、出産後半年くらいの間不安になる養育者が特に多いことがわかります。

平成 30 年度調査を、平成 25 年度調査と比較すると、不安を感じたり自信を持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は、「妊娠中」では 1.6 ポイント、「出産後、半年くらいの間」では 1.5 ポイント増加しています。

図表参考 5 子育ての不安の有無

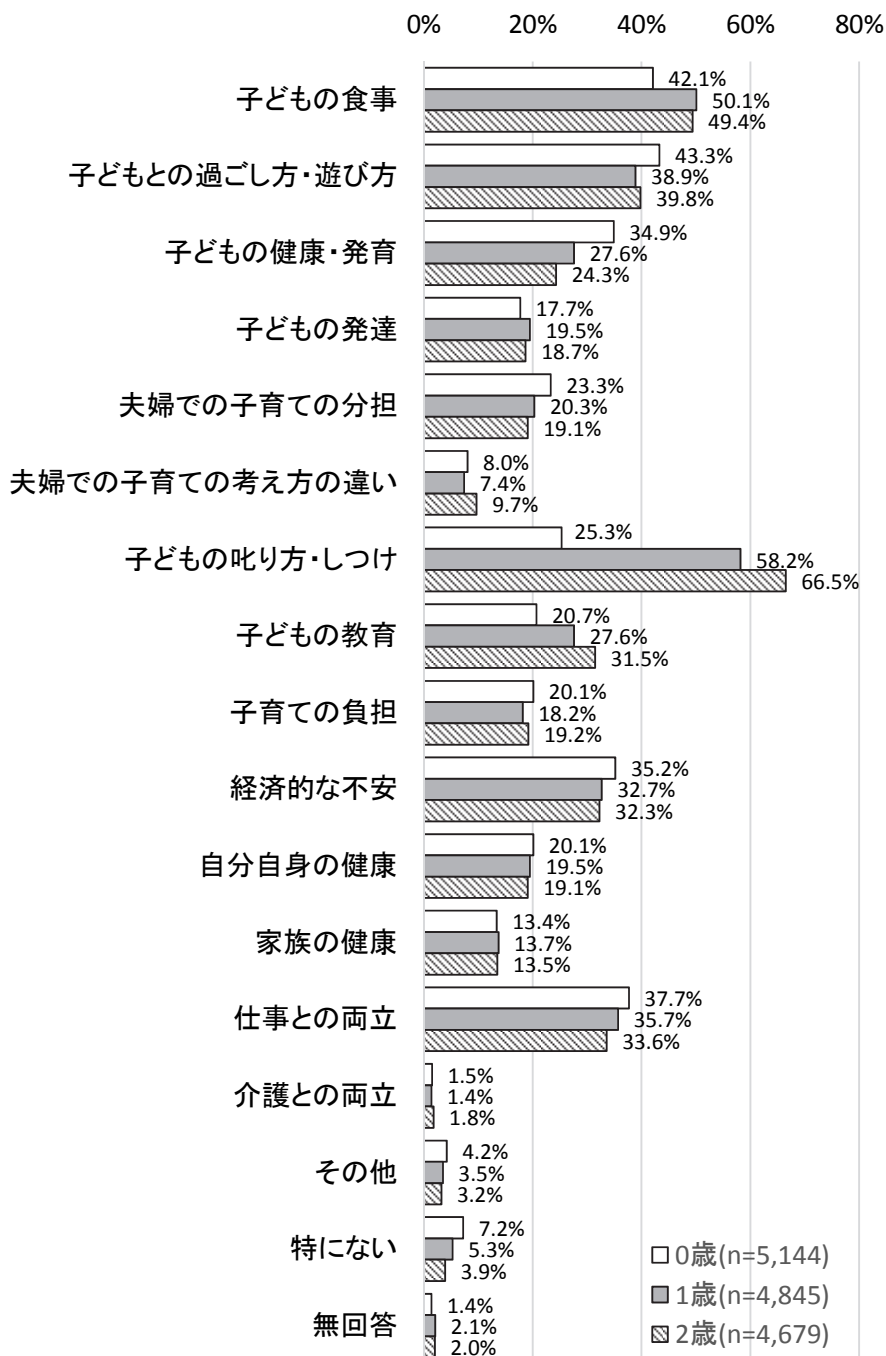


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成 25 年度・平成 30 年度

カ 子育てに関する困りごと

未就学の子どもがいる養育者に対し、「現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。」と質問したところ、「特にない」と回答した割合は0歳児で7.2%、1歳児で5.3%、2歳児で3.9%となっており、9割以上の方が何らかの困りごとを感じています。困りごとの上位は、「子どもの叱り方・しつけ」、「子どもの食事」、「子どもとの過ごし方・遊び方」、「仕事との両立」となっています。

図表・参考6 子育てに関する困りごと（複数選択）

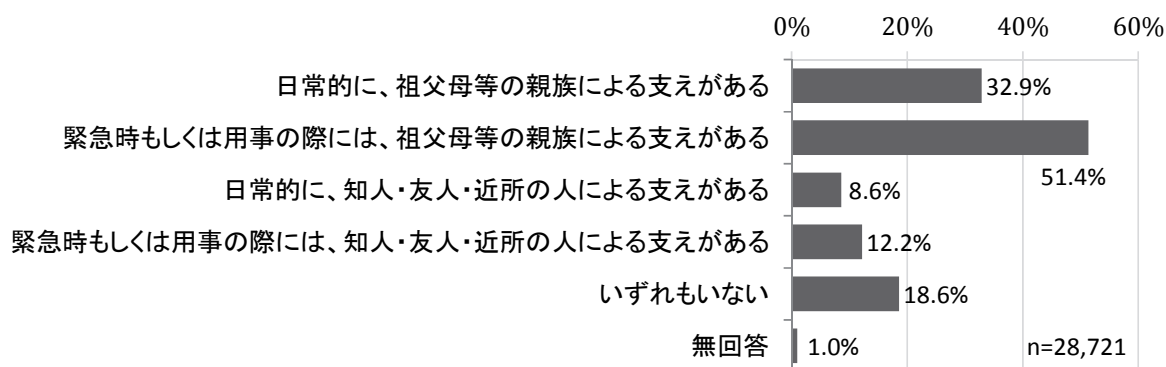


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

キ 子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無

未就学の子どものいる養育者に対し、子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無についてたずねたところ、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族による支えがある」と回答した割合は51.4%、「日常的に、祖父母等の親族による支えがある」と回答した割合は32.9%となっています。その一方で、祖父母等の親族や友人・知人・近所の人による支えが「いずれもない」と回答した割合は18.6%となっています。

図表-参考7 子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無（複数選択）

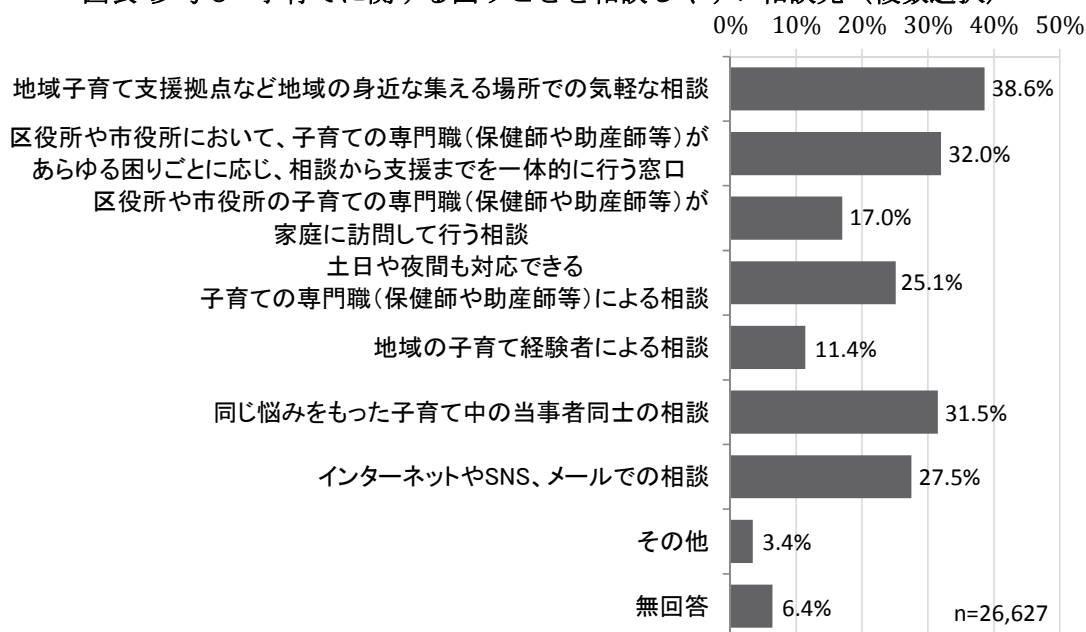


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

ク 子育てに関する困りごとを相談しやすい相談先

未就学の子どものいる養育者に対し、「子育てに関する困りごとに対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。」と質問したところ、「地域子育て支援拠点などの地域の身近な集える場所での気軽な相談」が38.6%で最も多くなっています。次いで、「区役所や市役所において、子育ての専門職（保健師や助産師等）があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が32.0%、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が31.5%となっています。

図表-参考8 子育てに関する困りごとを相談しやすい相談先（複数選択）

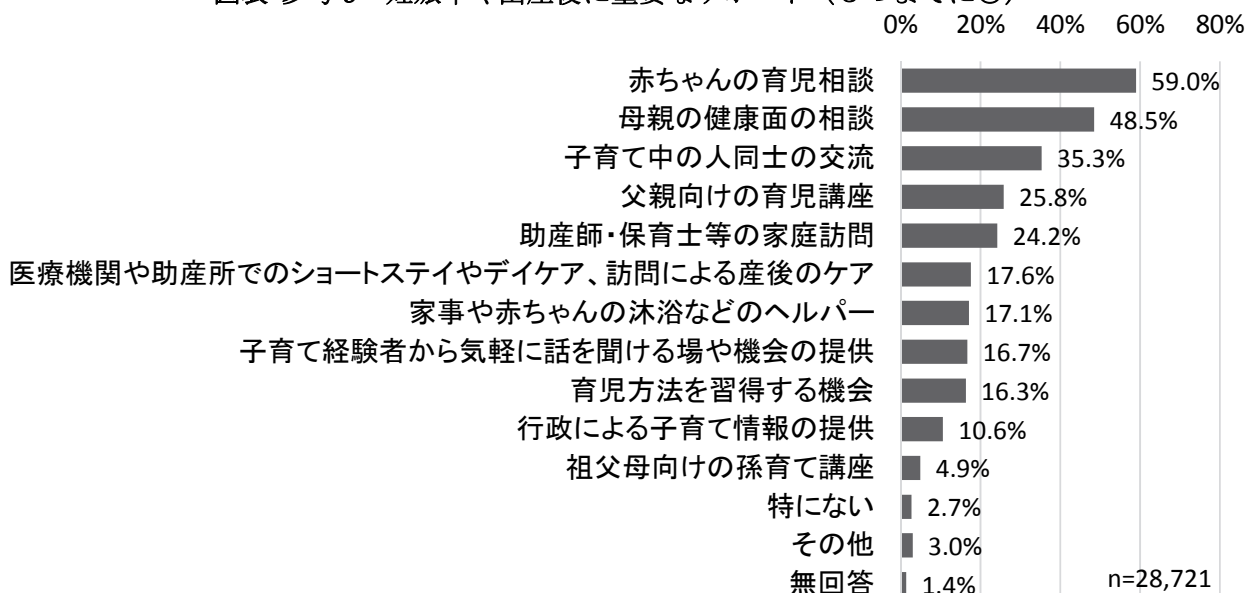


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

ケ 妊娠中や出産後に重要なサポート

未就学児の養育者に対して、「妊娠中や出産後に重要なサポートはどのようなものだと思いますか。」という質問をしたところ、「赤ちゃんの育児相談」が59.0%、「母親の健康面の相談」が48.5%、「子育て中の人同士の交流」が35.3%となっています。

図表-参考 9 妊娠中や出産後に重要なサポート（3つまでに○）

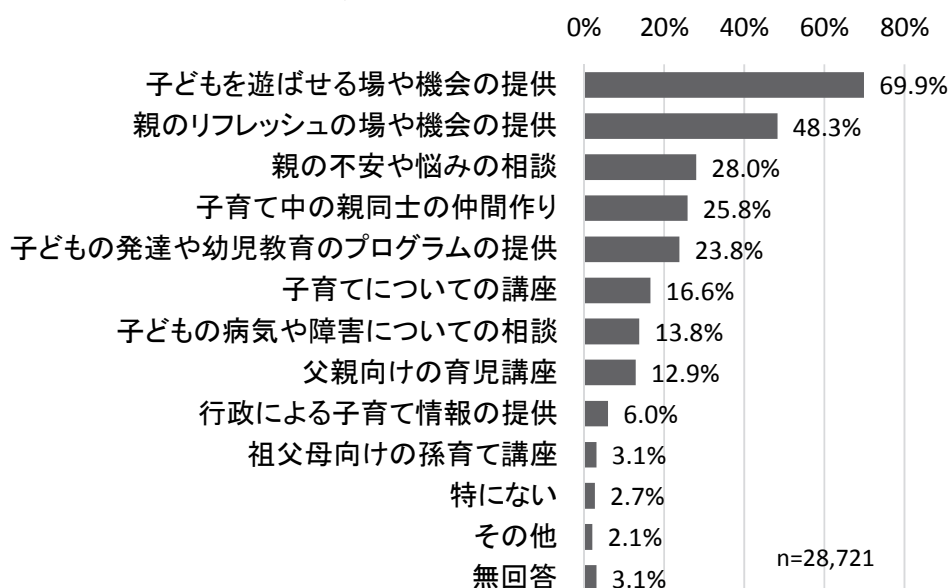


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

コ 子育てに必要なサポート

未就学児の養育者に対して、「日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要な次のサポートで、重要だと思うものはどれですか。」という質問をしたところ、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が69.9%、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が48.3%、「親の不安や悩みの相談」が28.0%となっています。

図表-参考 10 子育てに必要なサポート（3つまでに○）

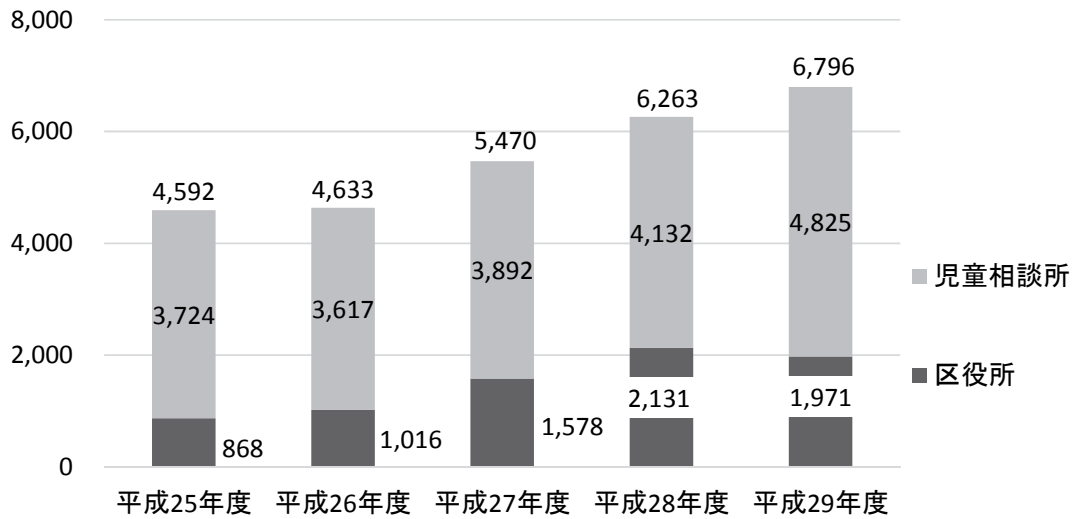


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

サ 児童虐待相談対応件数の推移

「平成 29 年度横浜市における児童虐待の対応状況」によると、児童虐待（疑いを含む）の通告や相談に対して調査等の対応をした件数は、平成 29 年度は 6,796 件で、うち区役所の対応件数は 1,971 件となっています。区役所による対応件数は平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間で 2.3 倍に、児童相談所による対応件数は 1.3 倍に増加しています。

図表-参考 11 本市の児童虐待相談の対応件数の推移



※対応件数は、児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数
出所：平成 29 年度横浜市における児童虐待の対応状況

横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会等の開催概要（平成30年度）

	あり方検討会	（母子保健コーディネーター モデル事業の検証）	（地域子育て支援拠点事業 の振り返り）
6月	<u>6月8日(金)19時～</u> ・目的、進め方 ・区福祉保健センターと地域子育て支援 拠点の取組、モデル事業について ・目指す姿と強みについて	<u>6月26日(火)15時～</u> ・コーディネーター配置による効果 について ・妊娠期の支援について	<u>6月28日(木)18時～</u> ・現状について ・各機能の変化と強み、課題について
7月	<u>7月27日(金)19時～</u> ・区福祉保健センターと地域子育て支援 拠点の強みと課題について ・目指す姿と取組について		
8月			<u>8月8日(水)10時～</u> ・現状について ・各機能の変化と強み、課題について （多様性、多機能、ネットワーク等）
9月		<u>9月26日(金)9時～</u> ・コーディネーター配置による効果 と課題について ・出産後から産後4か月までの支 援について	<u>9月4日(火)13時～</u> ・まとめ(強みと課題、今後の可能性)
10月		<u>10月19日(金)9時～</u> ・まとめ(母子保健のサポート体制 の整理・子育て支援との連携)	
11月	<u>11月2日(金)17時～</u> ・目指す姿と取組について(切れ目のない 支援、連携に向けた視点について等)		
	<u>11月21日(水)午後</u> <u>あり方検討中間報告・意見交換会</u> （18区子ども家庭支援課・地域子育て支援拠点）79名参加		
12月	<u>素案に対する意見募集</u> （18区子ども家庭支援課・地域子育て支援拠点）		
2月	<u>2月1日(金)15時～</u> ・まとめ(基本的な考え方)		
3月	横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方(基本指針)の確定		

横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討に係る委員名簿（平成30年度）

(1) 横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会

所属・区分	職名	氏名
外部委員	田園調布学園大学教授	村井 祐一
外部委員	日本福祉大学教授	渡辺 颯一郎
外部委員	鶴見大学短期大学部非常勤講師 (厚労省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」作成調査研究会委員)	大場 エミ
地域子育て支援拠点	泉区地域子育て支援拠点「すきっぷ」施設長	泉 直子
地域子育て支援拠点	金沢区地域子育て支援拠点「とことこ」施設長	安田 みゆき
地域子育て支援拠点	神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」施設長	塚原 泉
区福祉保健センター	南区こども家庭支援課長	戸矢崎 悦子
区福祉保健センター	港北区こども家庭支援課長	横森 喜久美
区福祉保健センター	磯子区こども家庭支援課長	杉山 雅之

(2) 母子保健コーディネーターモデル事業の検証

所属、区分	職名	氏名
外部委員	鶴見大学短期大学部非常勤講師	大場 エミ
区福祉保健センター	都筑区こども家庭支援課こども家庭支援担当係長	柴田 亜輝
区福祉保健センター	金沢区こども家庭支援課こども家庭支援担当係長	平林 桂
区福祉保健センター	旭区こども家庭支援課子育て支援担当係長	舗 歆奈
区福祉保健センター	泉区こども家庭支援課 保健師	小島 愛子
区福祉保健センター	南区こども家庭支援課 助産師	松本 美代子
区福祉保健センター	港北区こども家庭支援課 助産師	能川 智恵子

(3) 地域子育て支援拠点事業の振り返り

所属・区分	職名	氏名
外部委員	日本福祉大学教授	渡辺 颯一郎
地域子育て支援拠点	鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」施設長	富樫 あかね
地域子育て支援拠点	神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」施設長	塚原 泉
地域子育て支援拠点	栄区地域子育て支援拠点「にこりんく」施設長	五十嵐 京子
区福祉保健センター	鶴見区こども家庭支援課担当係長	小嶋 宏子
区福祉保健センター	神奈川区こども家庭支援課担当係長	永見 徹
区福祉保健センター	栄区こども家庭支援課担当係長	角谷 小百合